

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により令和 3 年 1 1 月に実施した監査（一部令和 3 年 8 月及び 9 月に実施したものを含む。）の結果に関する報告を決定したので、同条第 9 項の規定により次のとおり公表する。

令和 3 年 1 2 月 2 4 日

岐阜県監査委員	水	野	吉	近
岐阜県監査委員	長	屋	光	征
岐阜県監査委員	鈴	土		靖
岐阜県監査委員	長	縄	直	子
岐阜県監査委員	南		圭	一

財務監査及び行政監査の結果

令和3年12月24日

1 監査の種類

- ・地方自治法第199条第1項の規定による財務監査
(同条第4項の規定による定期監査として実施)
- ・地方自治法第199条第2項の規定による行政監査

2 監査の対象

(1) 対象年度

原則として、令和2年度を対象とした。

(2) 対象機関

知事部局 212 機関のうち、32 機関
 教育委員会 98 機関のうち、17 機関
 公安委員会 59 機関のうち、6 機関
 その他(上記以外) 13 機関のうち、3 機関 計 382 機関のうち、58 機関 (表1参照)

3 監査の着眼点

監査は、監査の対象となった事務の執行等が法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に行われており、その組織及び運営の合理化に努めているか等に着眼して実施した。

4 監査の実施内容

監査は、岐阜県監査委員監査基準に準拠し、予備監査を事務局書記が実地又は書面で行った後、その結果を踏まえ、監査委員が実地又は書面により実施した。

5 監査の結果

上記により監査したところ、表1のとおり23機関において14件の指摘事項、15件の指導事項及び1件の検討事項が見受けられたので、表2のとおり対象機関に対し是正又は改善の措置を講ずるよう求めた。

上記の事項以外については、監査した限りにおいて、おおむね監査の対象となった事務が法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に行われており、その組織及び運営の合理化に努めていると認められた。

表1 (監査の実施及び結果の概要)

	実施機関名		監査 実施日	実施 方法	監査結果件数			予備監査
					指摘	指導	検討	実施日(方法)
1	総務部	管財課	8月25日	実地	1	—	1	8月3日(実地)
2		中濃県税事務所	11月26日	書面	—	—	—	9月10日(書面)
3		東濃県税事務所	11月26日	書面	1	—	—	9月10日(書面)
4	環境生活部	高山陣屋管理事務所	11月26日	書面	—	—	—	10月8日(実地)
5	健康福祉部	保健医療課	9月2日	書面	—	1	—	7月26日(実地)
6		岐阜保健所	11月9日	実地	—	1	—	9月21日(書面)
7		岐阜保健所 本巣・山県センター	11月9日	実地	—	—	—	10月1日(実地)
8		可茂保健所	11月26日	書面	—	—	—	9月24日(書面)
9		飛驒保健所	11月26日	書面	—	—	—	10月7日(書面)
10		飛驒保健所 下呂センター	11月26日	書面	—	—	—	9月10日(書面)
11		岐阜地域福祉事務所	11月26日	書面	—	1	—	9月10日(書面)

12	健康福祉部	多治見看護専門学校	11月26日	書面	—	—	—	9月10日(書面)
13		身体障害者更生相談所	11月26日	書面	—	—	—	9月10日(書面)
14		中央子ども相談センター	11月15日	実地	1	—	—	10月19日(実地)
15		女性相談センター	11月15日	実地	—	—	—	10月19日(実地)
16		わかあゆ学園	11月18日	実地	—	—	—	10月18日(実地)
17	商工労働部	産業技術総合センター	11月26日	書面	—	—	—	10月20日(実地)
18		食品科学研究所	11月26日	書面	—	—	—	10月6日(実地)
19	農政部	可茂農林事務所	11月16日	実地	—	—	—	10月14日~15日(実地)
20		恵那農林事務所	11月4日	実地	—	—	—	10月4日~5日(実地)
21		水産研究所	11月9日	実地	1	—	—	9月22日(書面)
22		病虫害防除所	11月26日	書面	—	—	—	10月20日(実地)
23		中央家畜保健衛生所	11月15日	実地	1	—	—	10月11日(実地)
24		東濃家畜保健衛生所	11月4日	実地	—	—	—	9月27日(書面)
25	県土整備部	郡上土木事務所	11月10日	実地	—	1	—	9月21日(書面)
26		可茂土木事務所	11月8日	実地	1	1	—	10月7日~8日(実地)
27		長良川上流河川開発工事事務所	11月10日	実地	—	—	—	9月21日(書面)
28	都市建築部	中濃建築事務所	11月8日	実地	—	—	—	10月7日~8日(実地)
29		リニア推進事務所	11月5日	実地	—	—	—	10月5日(実地)
30	県事務所	中濃県事務所	11月26日	書面	—	—	—	9月10日(書面)
31		可茂県事務所	11月8日	実地	2	—	—	10月6日(実地)
32		恵那県事務所	11月26日	書面	1	1	—	9月10日(書面)
33	教育委員会	西濃教育事務所	11月18日	実地	1	—	—	10月18日(実地)
34		美濃教育事務所	11月26日	書面	—	—	—	10月19日(実地)
35		可茂教育事務所	11月26日	書面	—	—	—	10月4日(実地)
36		東濃教育事務所	11月5日	実地	—	—	—	10月4日(実地)
37		本巣松陽高等学校	11月26日	書面	—	—	—	9月10日(書面)
38		岐阜工業高等学校	11月9日	実地	—	2	—	9月22日(書面)
39		揖斐高等学校	11月26日	書面	—	2	—	9月10日(書面)
40		池田高等学校	11月18日	実地	—	—	—	10月14日(実地)
41		大垣商業高等学校	11月26日	書面	—	—	—	9月10日(書面)
42		加茂農林高等学校	11月26日	書面	—	1	—	9月10日(書面)
43		可児工業高等学校	11月26日	書面	—	—	—	9月10日(書面)
44		益田清風高等学校	11月26日	書面	—	—	—	9月10日(書面)
45		高山工業高等学校	11月26日	書面	—	—	—	9月10日(書面)
46		揖斐特別支援学校	11月26日	書面	—	—	—	9月10日(書面)
47		海津特別支援学校	11月26日	書面	—	—	—	9月10日(書面)
48		可茂特別支援学校	11月16日	実地	—	1	—	10月15日(実地)
49		恵那特別支援学校	11月26日	書面	—	—	—	9月10日(書面)
50	公安委員会	各務原警察署	11月9日	実地	1	1	—	9月21日(書面)
51		岐阜羽島警察署	11月26日	書面	1	—	—	9月10日(書面)
52		揖斐警察署	11月26日	書面	—	1	—	9月10日(書面)
53		加茂警察署	11月8日	実地	1	—	—	9月29日(書面)
54		中津川警察署	11月26日	書面	—	1	—	9月10日(書面)
55		恵那警察署	11月5日	実地	1	—	—	9月28日(書面)
56	その他	選挙管理委員会中濃地方事務局	11月26日	書面	—	—	—	9月10日(書面)
57		選挙管理委員会可茂地方事務局	11月8日	実地	—	—	—	10月6日(実地)

58	その他	選挙管理委員会恵那地方事務局	11月26日	書面	—	—	—	9月10日(書面)
計	指摘事項等のあった機関数： 23機関			14件	15件	1件		

(注) 監査結果の区分については、次のとおり。

- ・指摘事項 是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの
- ・指導事項 是正又は改善を求める事項
- ・検討事項 事務の執行の適正化のため検討を求める事項又は他の機関の監査の結果として所管課に対し是正若しくは改善を求める事項

表2 (指摘事項等の内容)

機関名	区分	内容
管財課	指摘事項	<p>岐阜地域内の職員宿舎の施設管理事務において、次の不適正な事項が認められたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和2年4月1日及び令和3年4月1日に、岐阜地域内の職員宿舎10棟の防火管理者である管財課長に異動があったにもかかわらず、確認時点(令和3年8月3日)において、消防法(昭和23年法律第186号)第8条第2項の規定により当該建物の所轄消防署長への届出が行われていなかった。 2 管財課長は、上記宿舎10棟について、消防法施行令(昭和36年政令第37号)第3条の2第2項に規定する消防計画に基づく訓練を実施する義務があるが、訓練の実施を各宿舎の居住者に任せたままとし、訓練実施の有無や実施内容の把握をしていなかった。 3 上記職員宿舎10棟のうち4棟において、消防法施行令第3条の2第2項に規定する消防計画に基づく訓練が行われていなかった。
	検討事項	<p>現地機関等の使用に係る建物(以下「防火対象物」という。)を管理する機関の長(以下「所属長」という。)は、消防法(昭和23年法律第186号)第8条第1項の規定により、消防法施行令(昭和36年政令第37号)第3条で定める資格を有する者を防火管理者として定めなければならない。そして、岐阜県防火管理者規程(昭和36年訓令甲第18号。以下「規程」という。)第4条第1項では、同項の別表に掲げる職にある者(以下「指定者」という。)をもって防火管理者に充てることとしている。また、所属長は、防火管理者を定めたときは、消防法第8条第2項の規定により、遅滞なくその旨を所轄消防長又は消防署長に届け出なければならない。</p> <p>しかし、13機関について調査したところ、指定者の人事異動と同時に防火管理者の変更の届出を行っていた機関はなく、中でも、そのうち8機関は、指定者に人事異動があった後、3か月以上の長期にわたり届出を行っていなかった。</p> <p>防火管理者に必要な資格は、都道府県知事、消防本部及び消防署を置く市町村の消防長等が行う防火管理に関する講習(以下「講習」という。)の受講などにより取得できる。上記の8機関では、新任指定者が当該資格を有しておらず受講の必要があったが、講習の開催時期が遅</p>

		<p>い又は講習に申し込むも定員に達しており受講できなかったなどの理由により、届出が遅れていた。届出が行われるまでは、前任の指定者が引き続き防火管理者となるが、上記の8機関の中には、前任の指定者の退職、美濃市から岐阜市への異動といった遠方の機関への指定者の転任など、防火管理者に求められる役割を果たすことが困難な状況となっていると認められる機関も見受けられた。</p> <p>規程第4条第2項は、指定者が欠けた場合や指定者が当該資格を有しない場合に、知事が防火管理者を別に指定する旨を規定している。また、規程第6条第1項は、所属長は指定者に異動があったときは、新任指定者の当該資格の有無等について直ちに総務部長に報告しなければならないとしている。さらに、同条第2項は、所属長は消防法第8条第2項に定める届出をした場合は、その旨を直ちに総務部長に報告しなければならないとしている。こうした規定を活用すれば、新任指定者が当該資格を有しない場合等には、速やかにその状況を把握し、新任指定者が当該資格を取得するまでの間は他の適格な者を防火管理者として指定するなどの方策を執ることも可能だったと考えられる。</p> <p>しかし、規程第6条に定める報告は、所属長に当該規定に係る十分な認識がなく行われておらず、県有施設の管理に関する総合的な調整を行う役割のある管財課も長期にわたって同報告が行われていない状況を看過してきており、規程第4条第2項の規定により防火管理者の指定は行われてこなかった。</p> <p>上記の事態は庁舎管理上、適切とは認められない。管財課は、適時に適切な者が防火管理者に充てられることとなるよう、必要な体制の整備について検討されたい。</p>
東濃県税事務所	指摘事項	<p>公務中の1件の交通事故について、修繕料67,046円が支払われていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。</p>
保健医療課	指導事項	<p>岐阜県地域自殺対策強化事業費補助金（補助事業者が行う電話相談ボランティアを養成する講座の実施等に要する経費に対し交付する補助金）の交付事務において、以下のとおり、実績報告書の審査が十分ではなく、誤った方法により算定された額で補助金の額を確定していたので、今後は適正に処理するとともに、適切な事務処理となるよう補助事業者に対し指導されたい。</p> <p>同補助金の交付要綱では、補助金の額を「総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額」と「基準額と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額」と比較し、いずれか少ない額に補助率を乗じて得た額としている。</p> <p>そして、補助事業者が提出した実績報告書では、寄附金その他の収入額はなく、また、基準額よりも補助対象経費の実支出額が多いとして、総事業費と基準額とを比較し、基準額の方が少額であることから、これに補助率を乗じた額を補助金所要額としていた。</p> <p>しかし、補助事業者は、補助事業の実施に当たり、講</p>

		座の参加者から受講料を徴収しており、その旨は実績報告書に添付されていた講座の募集要項にも明記されていた。したがって、補助金の額は、総事業費から受講料収入を控除した額を基準額と比較するなどして算定すべきであった。
岐阜保健所	指導事項	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、1台が交換対応（取得価格103,280円）となっていたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図りたい。
岐阜地域福祉事務所	指導事項	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料29,700円が支払われていたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図りたい。
中央子ども相談センター	指摘事項	公務中の3件の交通事故について、修繕料323,451円（1件については、当該車両の更新を翌年度に予定していたため未修理（修繕料相当額135,217円））が支払われていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図りたい。
水産研究所	指摘事項	公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として3,650,000円の費用負担が発生するとともに、公用車が1台廃車（評価額175,000円）となっていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図りたい。
中央家畜保健衛生所	指摘事項	公務中の1件の交通事故について、修繕料39,600円が支払われていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図りたい。
郡上土木事務所	指導事項	CCTV監視カメラ一式他1品の処分事務において、当該物品の不用決定にあたり、取得価格が100万円以上であるにもかかわらず、岐阜県会計規則取扱要領に定める知事の承認を得ていなかったため、今後は適正に処理されたい。
可茂土木事務所	指摘事項	公務中の1件の交通事故について、修繕料74,360円が支払われていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図りたい。
	指導事項	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料112,849円が支払われていたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図りたい。
可茂県事務所	指摘事項	公務中の3件の交通事故について、修繕料231,880円（1件については、当該車両の更新を翌月に予定していたため未修理（修繕料相当額47,333円））が支払われていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図りたい。
	指摘事項	公務のため地下水の検体を採取する際、井戸水タンクに設置された受水槽用ボールタップが破損した1件の毀損事故について、損害賠償金として16,500円の費用負担が発生していたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図りたい。
恵那県事務所	指摘事項	公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として248,311円の費用負担が発生するとともに、修繕料372,383円（うち相手方負担分148,953円）が支払われていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図りたい。

	指導事項	恵那総合庁舎管理業務委託に係る契約事務において、長期継続契約を締結している。長期継続契約では、各年度における予算の範囲内において給付を受けなければならないため、翌年度以降予算の減額等があった場合には契約を解除できる旨の条件を入札公告や契約書に付すべきところ、その旨の記載をせず、入札を執行し、契約が締結されていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
西濃教育事務所	指摘事項	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、前年度も同様の事案で指導したにもかかわらず、修繕料26,400円が支払われていたため、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。
岐阜工業高等学校	指導事項	建設工事に係る契約事務において、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）等に規定する契約情報の公表が行われていなかったため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
	指導事項	公務中にノート型パソコン及びタブレットを損傷させた2件の毀損事故について、修繕料35,200円（ノート型パソコンは更新時期が近かったため未修理）が支払われていたため、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。
揖斐高等学校	指導事項	個人事業主に対する実施設計委託料の支出事務において、源泉所得税及び復興特別所得税を源泉徴収すべきところ、これを行っていなかったため、今後は適正に処理されたい。
	指導事項	公務中にタブレットを損傷させた2件の毀損事故について、修繕料70,400円が支払われていたため、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。
加茂農林高等学校	指導事項	公務中にノート型パソコン及びタブレットを損傷させた2件の毀損事故について、修繕料35,200円（ノート型パソコンは更新時期が近かったため未修理）が支払われていたため、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。
可茂特別支援学校	指導事項	職業教育実習に係る役務提供の代金収入事務において、収入科目を（款）諸収入とすべきところ（款）財産収入としていたため、今後は適正に処理されたい。
各務原警察署	指摘事項	公務中の4件の交通事故について、損害賠償金として1,096,658円の費用負担が発生するとともに、修繕料43,560円（うち相手方負担分37,026円）が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。
	指導事項	公務中にノート型パソコンを損傷させた3件の毀損事故について、修繕料284,240円が支払われていたため、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。
岐阜羽島警察署	指摘事項	公務中の6件の交通事故について、損害賠償金として6,410,034円の費用負担が発生するとともに、修繕料678,524円（うち相手方負担分395,934円）が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。

揖斐警察署	指導事項	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料95,480円が支払われていたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。
加茂警察署	指摘事項	公務中の2件の交通事故について、損害賠償金として381,409円の費用負担が発生するとともに、修繕料751,278円（うち相手方負担分547,232円）が支払われていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。
中津川警察署	指導事項	公務中に定置式レーダースピードメーターを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料80,927円が支払われていたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。
恵那警察署	指摘事項	公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として530,552円の費用負担が発生するとともに、修繕料556,237円が支払われていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。